

知内町上雷・重内地区活性化計画

北 海 道

北 海 道 上 磯 郡 知 内 町

平成25年2月
平成26年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	知内町上雷・重内地区活性化計画		
都道府県名	北海道	市町村名	知内町
地区名(※1)	上雷・重内地区	計画期間(※2)	平成24年度～平成27年度

<p>目 標:(※3)</p> <p>資源・歴史に恵まれた知内川の頭首工に魚道を設置することで河川環境を回復させ、農業と共存する自然環境を保全するとともに、当該箇所に親水広場を整備し、地域住民に自然の豊かさ・歴史・文化を再認識させるとともに、町外にもその魅力をアピールすることで交流人口の増加を図る。そのことで、近年、横ばいとなっている当該地区の世帯数を維持しながら定住の促進を図る。</p> <p>知内川を活用した事業は、H20～H23に7回実施され、交流人口は合計で110名の実績であったが、H24～H27には、17回の事業を実施し交流人口を415名(455名)とし増加率277%(313%)を目指したい。</p>
<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要:</p> <p>当地区は、知内町の中心を流れる知内川の流域に位置し、流域に広がる肥沃な農地において、施設野菜(ニラ・ほうれん草・トマト)を中心とした水稲・畑作(大豆・そば)との複合経営が盛んな地区である。</p> <p>また、知内川は鮭が遡上する河川であり、現在も鮭の放流事業が行われ、古くは江戸幕府へ献上されるなど歴史的にも貴重な自然資源であり天然アユも生息する資源豊かな河川である。そのため、海での鮭釣りや川でのアユ釣りに町外からも多くの方が訪れていた自然環境に恵まれていた農山漁村である。</p> <p>現状と課題:</p> <p>現在の知内川は、生活排水や農業排水等による河川汚染、中間に設置されている農業用頭首工による小型魚種などへの遡上阻害により、アユなどの産卵に支障をきたし生息数が減少している。そのため、町内外の釣り人も減少傾向にあり、交流人口の減少になっている。</p> <p>対策として、一部の愛好家団体によりアユの放流事業も実施されているところであるが、天然アユの増加には至っていない現状である。当該農業地区には、近年、恵まれた自然環境から非農家住宅も建築されるなど、混住化も見られるが、交流人口の増加、定住の促進を図る上では、知内川の環境改善が大きな課題となっている。</p> <p>今後の展開方向等:(※4)</p> <p>当該農業地区の活性化を図っていくためには、恵まれた自然環境の回復・保全を図ることで、非農業者との共存できる環境整備を行い、交流人口の増加を目指した取組が重要と考えている。</p> <p>そのためには、アユ等も産卵のため遡上できる魚道の設置、身近に河川生物を観察できる親水広場を整備し、地域住民に対する知内川の歴史・文化・自然環境の理解を深める学習活動を進めながら、生活排水等による汚染の対策(浄化槽設置推進等)を進め、天然アユ等の資源回復を目指した活動を行う。</p> <p>さらに、町外にも知内川の情報ホームページ等で発信をすることで、釣り人や鮭遡上などの自然観察で交流人口の増加を促進させる。</p>

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には、活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には、活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
知内町	上雷・重内	景観・生態系保全整備(景観・生態系保全整備)	知内町	有	ニ	魚道
知内町	上雷・重内	自然環境等活用交流学習施設(自然環境保全・活用施設)	知内町	有	ハ	親水広場・駐車場・アクセス道路

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

上雷・重内地区(北海道上磯郡知内町)	区域面積(※2)	824ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積824haのうち農地面積は683haでおよそ8割を占めている。 施設野菜(ニラ・ほうれん草・トマト)を中心に水稻・畑作(大豆・そば)との複合経営が盛んで、当町農業における中心地帯である。		
②法第3条第2号関係: 当該区域の人口は減少傾向にあり、さらに農業者の高齢化は深刻で、区域内農家89戸のうち、60歳以上の農業者が49戸と55%を占め、活性化のためには、交流人口の増加、定住促進を図ることが必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は、市街地を形成している地域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者			農地(※2)	市民農園施設
						氏名	住所		氏名	住所		市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
構築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には、市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」休憩施設などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については、施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	/	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施にあたっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は賃借をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、

「賃借権」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

農村景観を維持・保全するため、知内川の自然・歴史・文化を再認識させる活動を、児童生徒・一般町民を対象に実施するとともに、知内川を活用したアユ釣り大会や鮭遡上見学会等を実施することで交流人口の増加を図る。
達成状況を把握するため、アンケート調査による知内川の維持・保全に対する意識の高揚と、交流人口の増加数を検証していく。
(活動回数:年6回)

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

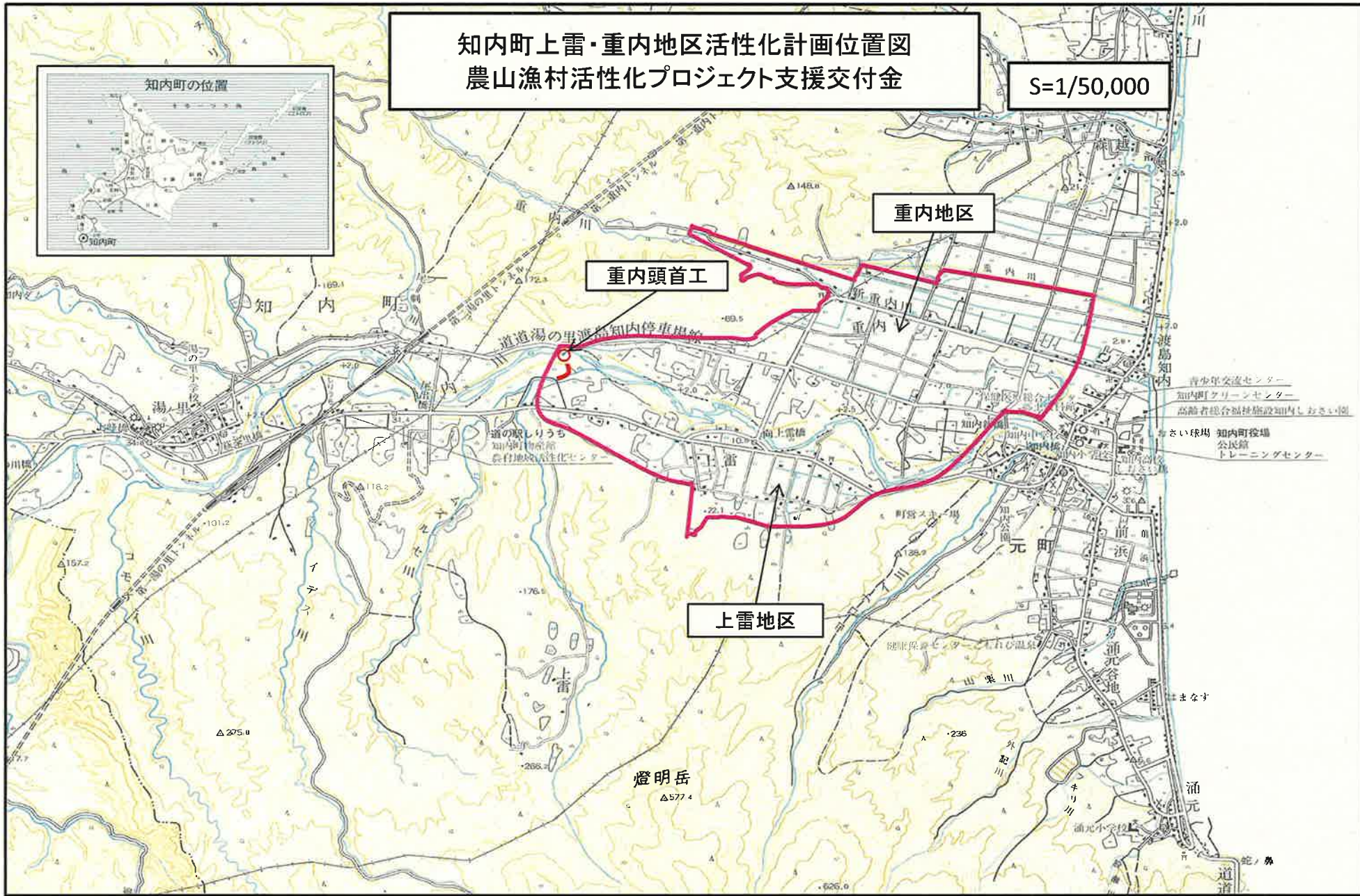
①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。

知内町上雷・重内地区活性化計画位置図
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

S=1/50,000



重内地区

重内頭首工

上雷地区

燈明岳
△577.4

- 青少年交流センター
- 知内町クリーンセンター
- 高齢者総合福祉施設知内しおさい園
- おさい球場
- 知内町役場
- 公民館
- トレーニングセンター